別紙様式第八号(二)第一一3中「少数株主損益調整前当期利益」を「当期利益」に、「(又は少数株主損益調整前当期損失)」を「(又は当期損失)」に、「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期利益」に、「(又は少数株主損失)」を「(又は非支配株主に帰属する当期損失)」に改める。

別紙様式第八号(二)第一一5［間接法により表示する場合］中「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「有形固定資産処分益」を「有形固定資産処分損益（△は益）」に、「売上債権の増加額」を「売上債権の増減額（△は増加）」に、「棚卸資産の減少額」を「棚卸資産の増減額（△は増加）」に、「仕入債務の減少額」を「仕入債務の増減額（△は減少）」に改める。

別紙様式第九号(一)第一六［直接法により表示する場合］中「預貯金の純増加額」を「預貯金の純増減（△は純減）」に改める。

別紙様式第九号(一)第一六［間接法により表示する場合］中「支払備金の増加額」を「支払備金の増減額（△は減少）」に、「責任準備金の増加額」を「責任準備金の増減額（△は減少）」に、「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「退職給付引当金の増加額」を「退職給付引当金の増減額（△は減少）」に、「価格変動準備金の増加額」を「価格変動準備金の増減額（△は減少）」に、「その他引当金の増加額」を「その他引当金の増減額（△は減少）」に、「有価証券関係損益」を「有価証券関係損益（△は益）」に、「固定資産関係損益」を「固定資産関係損益（△は益）」に、「その他資産（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増加額」を「その他資産（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増減額（△は増加）」に、「その他負債（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増加額」を「その他負債（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増減額（△は減少）」に、「預貯金の純増加額」を「預貯金の純増減（△は純減）」に改める。

別紙様式第九号(二)第一一2中

「業務用固定資産」を「業務用固定資産
有形固定資産
無形固定資産
のれん
産
産
産」に、「外部出資等損失引当金」を「△外部出資等損失引当金
連結調整勘定」に、

「出資等損失引当金」を「△出資等損失引当金
繰延税金負債
連結調整勘定」に、

「繰延税金負債」を「繰延税金負債」に、「評価・換算差額等合計」を「評価・換算差額等合計
非支配株主持分」に改める。

別紙様式第九号(二)第一一3中「少数株主損益調整前当期利益」を「当期利益」に、「(又は少数株主損益調整前当期損失)」を「(又は当期損失)」に、「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期利益」に、「(又は少数株主損失)」を「(又は非支配株主に帰属する当期損失)」に改める。

別紙様式第九号(二)第一一5［直接法により表示する場合］中「預貯金の純増加額」を「預貯金の純増減（△は純減）」に、

「少数株主への配当金支払額」を「少数株主への配当金支払額
非支配株主への配当金の支払額
連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出
連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入」に改める。

別紙様式第九号(二)第一一5［間接法により表示する場合］中「支払備金の増加額」を「支払備金の増減額（△は減少）」に、「責任準備金の増加額」を「責任準備金の増減額（△は減少）」に、「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「退職給付に係る負債の増加額」を「退職給付に係る負債の増減額（△は減少）」に、「その他引当金の増加額」を「その他引当金の増減額（△は減少）」に、「価格変動準備金の増加額」を「価格変動準備金の増減額（△は減少）」に、「有価証券関係損益」を「有価証券関係損益（△は益）」に、「固定資産関係損益」を「固定資産関係損益（△は益）」に、「持分法による投資損益」を「持分法による投資損益（△は益）」に、「その他資産（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増加額」を「その他資産（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増減額（△は増加）」に、「その他負債（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増加額」を「その他負債（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増減額（△は減少）」に、「預貯金の純増加額」を「預貯金の純増減（△は純減）」に、

「少数株主への配当金支払額」を「非支配株主への配当金の支払額
連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出
連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入」に改める。

人等の株式

人等の株式

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下この条において「新農協法施行規則」という。）別紙様式第六号(一)第四及び第十二、別紙様式第六号(二)、別紙様式第七号(一)第四及び第十、別紙様式第七号(二)、別紙様式第八号(一)、別紙様式第八号(二)、別紙様式第九号(一)、別紙様式第九号(二)、別紙様式第十号(一)並びに別紙様式第十号(二)並びに第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下この条において「新水協法施行規則」という。）別紙様式第六号(一)、別紙様式第六号(二)、別紙様式第七号(一)、別紙様式第七号(二)、別紙様式第八号(一)、別紙様式第八号(二)、別紙様式第九号(一)並びに別紙様式第九号(二)の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新農協法施行規則別紙様式第六号(一)第六(四)及び別紙様式第七号(一)第六(四)の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新農協法施行規則別紙様式第一号(二)、別紙様式第二号(二)、別紙様式第三号(二)、別紙様式第四号(二)及び別紙様式第五号(二)並びに新水協法施行規則別紙様式第一号(二)、別紙様式第二号(二)、別紙様式第三号(二)、別紙様式第四号(二)及び別紙様式第五号(二)の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、これらの規定を適用することができる。